

掲載内容

※ [DL] を付した書式は、新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

はじめに

- 遺産分割の相談を受けたときの心構え
- 遺産分割協議に臨むに当たっての方針を相談者と協議をする際の心構え
- 相談に応じる際のその他の注意点
- 遺産分割協議の大体

第1章 遺言に関するチェック事項

- 総論
- 遺言に関するヒアリングシート [DL]
- 遺言に関するチェック事項一覧
- 遺言に関するチェック事項の解説
- Check 1 遺言の存在に関するチェック
 - 遺言の有無
- Check 2 遺言の有効性に関するチェック
 - ① 遺言の方式
 - ② 偽造
 - ③ 遺言能力及び意思能力
- Check 3 他の遺言等に関するチェック
 - ① 他の遺言等の存在
 - ② 後の遺言による撤回
 - ③ 後の遺言が抵触する場合
 - ④ 抵触するその後の生前処分等がある場合
- Check 4 遺言の内容に関するチェック
 - ① 認知
 - ② 相続人の廃除等
 - ③ 相続分の指定
 - ④ 包括遺贈
 - ⑤ 特定遺贈
 - ⑥ 特別受益の持戻し免除
 - ⑦ 遺産分割方法の指定
 - ⑧ 遺産分割の禁止
 - ⑨ 遺言執行者の指定

第2章 相続人の範囲等及び相続分に関するチェック事項

- 総論
- 相続人の範囲等及び相続分に関するヒアリングシート [DL]
- 相続人・相続分チェックシート [DL]
- 相続人の範囲等及び相続分に関するチェック事項一覧
- 相続人の範囲等及び相続分に関するチェック事項の解説
- Check 1 被相続人に関するチェック
 - 被相続人
- Check 2 相続人に関するチェック
 - ① 配偶者
 - ② 子
 - ③ 非嫡出子
 - ④ 直系尊属
 - ⑤ 兄弟姉妹
- Check 3 推定相続人の死亡等に関するチェック
 - ① 相続開始前の推定相続人の死亡、相続欠格及び廃除、相続放棄
 - ② 代襲相続及び再代襲相続
- Check 4 法定相続分と異なる相続分となる場合等に関するチェック
 - ① 相続分の指定、相続分の譲渡、取戻し、放棄
 - ② 特別受益があることによる具体的相続分(具体的相続分率)の不存在
- Check 5 行為能力等に関するチェック
 - 制限行為能力者、破産手続中の者、行方不明の者
- Check 6 その他の事項に関するチェック
 - 特定の財産の持分の承継、遺産分割後の認知、相続開始後の相続人の死亡

第3章 遺産の範囲に関するチェック事項

- 総論
- 遺産の範囲に関するヒアリングシート [DL]
- 遺産目録(土地) [DL]
- 遺産目録(建物) [DL]
- 遺産目録(預貯金等) [DL]
- 物件管理簿(相続開始前) [DL]
- 物件管理簿(相続開始後) [DL]
- 果実目録(相続開始前) [DL]
- 果実目録(相続開始後) [DL]

- 費用目録(相続開始前) [DL]
- 費用目録(相続開始後) [DL]
- 不明金目録(相続開始前) [DL]
- 不明金目録(相続開始後) [DL]
- 生命保険契約目録 [DL]
- 退職金目録 [DL]
- 生前贈与等目録(土地) [DL]
- 生前贈与等目録(建物) [DL]
- 生前贈与等目録(預貯金等) [DL]
- 債務目録 [DL]
- 担保目録(物的・債務者である場合) [DL]
- 担保目録(物的・物上保証人である場合) [DL]
- 担保目録(人的担保) [DL]
- 特別寄与料目録 [DL]
- 処分済遺産目録(土地) [DL]
- 処分済遺産目録(建物) [DL]
- 処分済遺産目録(預貯金等) [DL]
- 滅失遺産目録(土地) [DL]
- 滅失遺産目録(建物) [DL]
- 滅失遺産目録(預貯金等) [DL]
- 代償財産目録 [DL]
- 代償金対象遺産目録(土地) [DL]
- 代償金対象遺産目録(建物) [DL]
- 代償金対象遺産目録(預貯金等) [DL]
- 分割済遺産目録(土地) [DL]
- 分割済遺産目録(建物) [DL]
- 分割済遺産目録(預貯金等) [DL]
- 合意により遺産とする財産目録(土地) [DL]
- 合意により遺産とする財産目録(建物) [DL]
- 合意により遺産とする財産目録(預貯金等) [DL]
- 合意により遺産とする財産目録(生命保険、退職金) [DL]

第4章 遺産の評価に関するチェック事項

- 総論
- 遺産の評価に関するヒアリングシート [DL]
- 遺産の範囲に関するチェック事項一覧
- 遺産の範囲に関するチェック事項の解説
- Check 1 不動産と動産に関するチェック
 - ① 土地
 - ② 建物
 - ③ 占有する土地・建物
 - ④ 動産
- Check 2 預貯金及び現金に関するチェック
 - ① 預貯金
 - ② 現金
- Check 3 有価証券及び法人等に関する地位・権利に関するチェック
 - ① 有価証券
 - ② 法人等に関する地位・権利
- Check 4 登録が問題となる財産に関するチェック
 - 登録が問題となる財産
- Check 5 預貯金以外の債権に関するチェック
 - ① 可分債権
 - ② その他の性質の債権
- Check 6 相続の対象となるその他の財産に関するチェック
 - 相続の対象となるその他の財産
- Check 7 相続の対象とならない財産に関するチェック
 - ① 生命保険
 - ② 死亡退職金
 - ③ その他の財産
- Check 8 遺産分割の対象とならない場合に関するチェック
 - ① 生前贈与、死因贈与、遺贈、特定財産承継遺言の対象となっているか
 - ② 配偶者居住権
 - ③ 遺留分
- Check 9 債務に関するチェック
 - ① 債務
 - ② 特別寄与料
- Check 10 使途不明金に関するチェック
 - 使途不明金
- Check 11 果実及び費用に関するチェック
 - ① 果実
 - ② 費用
- Check 12 相続後の財産の変動に関するチェック
 - ① 払戻し済預貯金
 - ② 処分済財産
 - ③ 代償財産
 - ④ 一部の遺産分割
 - ⑤ 使途不明金、果実・費用
- Check 13 遺産分割の対象となる財産に関するチェック
 - 遺産分割の対象となる財産

第5章 各相続人の取得額に関するチェック事項

- 総論
- 遺産の評価に関するヒアリングシート [DL]

- 遺産の評価に関するチェック事項一覧
- 遺産の評価に関するチェック事項の解説
- Check 1 土地の評価に関するチェック
 - 評価の方法
- Check 2 建物の評価に関するチェック
 - 評価の方法
- Check 3 その他の財産の評価に関するチェック
 - 株式等

第5章 各相続人の取得額に関するチェック事項

- 総論
- 各相続人の取得額に関するヒアリングシート [DL]
- 特別受益目録(土地) [DL]
- 特別受益目録(建物) [DL]
- 特別受益目録(預貯金等) [DL]
- 寄与分目録 [DL]
- 取得額計算作業シート [DL]
- 各相続人の取得額に関するチェック事項一覧
- 各相続人の取得額に関するチェック事項の解説
- Check 1 特別受益に関するチェック
 - ① 特別受益
 - ② 持戻し免除
 - ③ 特別受益の持戻しの方法
- Check 2 寄与分に関するチェック
 - ① 寄与分
 - ② 寄与分の考慮の方法
- Check 3 取得額に関するチェック
 - 取得額の算出方法

第6章 遺産の分割方法に関するチェック事項

- 総論
- 遺産の分割方法に関するヒアリングシート [DL]
- 遺産の分割方法に関するチェック事項一覧
- 遺産の分割方法に関するチェック事項の解説
- Check 1 具体的な分割に至る前のチェック
 - 具体的な分割への手順
- Check 2 不動産が存在する場合に関するチェック
 - 不動産を分割する場合
- Check 3 その他の財産に関するチェック
 - その他の財産の場合
- Check 4 一部分割に関するチェック
 - 一部分割を行う場合
- Check 5 債務に関するチェック
 - 債務についての処理
- Check 6 事業の承継に関するチェック
 - 事業の承継についての処理

第7章 手続に関するチェック事項

- 総論
- 手続に関するヒアリングシート [DL]
- 手続に関するチェック事項一覧
- 手続に関するチェック事項の解説
- Check 1 争いに関するチェック
 - 争いの有無
- Check 2 採り得る手続に関するチェック
 - 争いごとに採り得る手続
- Check 3 保全に関するチェック
 - 保全の手続
- Check 4 相続人のほかに共有者がいる場合に関するチェック
 - 相続人のほかに共有者がいる場合に採り得る手段

索引

事項索引
判例年次索引

ヒアリングシートのダウンロードについて

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ヒアリングシートを活用した 遺産分割相談 聴取事項のチェックポイント

著 濱口 博史 (弁護士)

事実調査と法的な検討をよりスムーズに!

- 遺産分割の相談に際し、聴取すべき事項をもれなくヒアリングシートにまとめています!
- ヒアリングシート中の留意すべき箇所を Check で示し、確認すべきポイントを解説しています!
- 遺産分割協議を進めていく上での実務上の工夫や遺産分割協議書の条項例を適宜掲げています!

購読者特典

ヒアリングシート(書式データ)は新日本法規WEBサイトよりダウンロードができます!

B5判・総頁 276頁
定価 3,960円(本体 3,600円) 送料 460円

0120-089-339
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!! (電子版) 定価 3,630円(本体 3,300円)



内容見本
(B5判縮小)

○遺産の範囲に関するヒアリングシート **DL**

遺産の範囲に関するヒアリングシート

記入日：令和 年 月 日
記入者氏名：_____

第1 積極財産についてのチェック

1 所有する土地に関するチェック **Check 1 ①**

1-1 資料はありますか。
土地名寄帳
土地登記記録

1-2 被相続人に土地（死亡時所有していた土地及び死亡時まで所有していた土地で相続人への生前贈与、遺贈、死因贈与の対象となっているもの（以下では、「所有等をする土地」といいます。）」はありますか。 はい いいえ
 所在：_____ 地番：_____ 地目：_____
 地積：_____ 現況：_____ 登記名義：_____
 土地から関連して発生した未払の債務(固定資産税等)の有無及びその内容(被相続人死亡時まで)：_____
 土地から関連して発生した未払の債務(固定資産税等)の有無及びその内容(被相続人死亡後)：_____
 その他の事項：_____

1-3 所有等をする土地の持分はどのようなものですか。
単独所有
共有
遺産共有 通常の共有
 自己の持分割合：_____ 共有者とその共有持分：_____
 登記名義：_____

1-4 所有等をする土地の使用又は利用はどのようになっていますか。
自己使用
 具体的形態：_____ 紛争の有無・内容：_____
他人による使用・利用

拒むことができないと解されます。もっとも、その場合であっても、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないと考えられます（最高裁判平成21年3月24日判決（民集63・3・427）の考え方、改正後民法902条の2の考え方を類推することになります（潮見佳男『詳解相続法』181頁（弘文堂、2018）参照。）。また、債務者（相続人）間では、合意どおりの承継がなされるので、求償関係は確保されることになります（同上参照）。

＜実務上の工夫＞

積極財産と債務は、一緒に解決することが公平の観点から望ましいと考えられ、できる限り、合意をして取り込むべきでしょう。ただし、上記のとおりこれは債権者には主張できません。したがって、ある者（甲とします。）が法定相続分よりも多い積極財産を相続する代わりにそれに見合う債務を承継するという合意を相続人間で行ったとき、法定相続分よりも少ない積極財産を承継した者としては、甲が債務の履行を行うという確信が持てない場合には、特別の留意をする必要があります。例えば、債権者の同意を得る、求償権に担保権を設定する等の工夫が必要です。

Check 9 ② 特別寄与料

特別寄与料とは、改正法で規定されるに至ったものです。寄与分が相続人のみに認められていたため、相続人以外の親族がその労務により相続財産の維持又は増加に寄与していても応分の財貨を得ることができなかったことから、かかる不都合に対して手当てするために認められたものです。相続人との間で初めて発生するもので相続債務には当たりません。なお特別寄与料については遺産分割とは別の審判事項ですが（家事39・別表第21五）、遺産分割の審判手続と独立して申し立てることができ（民904の2④参照）、また併合は強制されません（家事192参照）。

確認のポイント

1 特別寄与料が成立するかの確認

上記のように、この制度の趣旨は、相続人以外の親族がその労務により相続財産の

から遺贈の価額を控除した残額を超えることはできません（民1050④）。

なお、療養看護型の場合、寄与分における基準を用いつつ、さらに、特別寄与者が扶養義務を負っていないこと等を考慮するという考え方が示されています（東京家庭裁判所家事第5部編者『東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用』118頁（日本加除出版、2019）参照）。

4 債務者及びそれぞれの負担する金額の確認

特別寄与料の金額は、相続分（法定相続分又は指定相続分であり、具体的相続分ではありません。）に応じて、各相続人が負担することになります（民1050⑤）。

5 遺産分割の中に取り入れるる合意

遺産分割の中に取り入れるる合意をする余地はあります。ただし、債務者は相続人のそれぞれであることにここでも注意が必要です。

＜実務上の工夫＞

特別寄与料は、相続分に応じて、各相続人が負担することになりますから、遺産分割の対象ではありません。しかし、取得した負担をすることがかえって不公平になると、取得した財産を費消し、その余の財産も料を取りはぐれることになります。そこで、ることが妥当です。その際には、①金額、②条項においては、①及び②についてできる限

ります。なお、上記のほかの財産と同じく、その評価時点は、遺産分割時ではなく、相続開始時であるということになります。

Check 1 ② 持戻し免除

特別受益は、持ち戻すことができることが原則です。しかし、持戻し免除の制度が設けられており、これの適用がある場合には、持ち戻さないこととなります。

1 持戻し免除の意思表示

明示の意思表示がある場合に限らずそれがなくても黙示の意思表示が認められることがあります。

2 配偶者に対する遺贈・贈与の場合の持戻し免除の推定

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について民法903条1項の規定を適用しない旨の意思（持戻し免除の意思）を表示したものと推定されます（民903④）。配偶者居住権が遺贈される場合は、この規定が準用されます（民1028③・903④）。

Check 1 ③ 特別受益の持戻しの方法

特別受益を持ち戻すことができる場合、どのようにするのが次に問題です。

1 特別受益

次のように、まず、第1項に規定する遺贈以外に、第2項に規定する特別寄与料がないので、**Check 2**）のこのみなしに相

例を引き起こす場合には、条項にはあえて盛り込まないことも考えられます。盛り込む場合には、①根拠と、②金額を盛り込むことになるでしょう（①については詳細なものから簡易なものまでであるでしょう。また、②については相続開始時の評価額であることを明示することも考えられます。そのときは、相続開始時の遺産総額も同じ条項か、又は、別の条項で示すことがよいでしょう。）。

なお、特別受益の持戻しの免除についても、同様に条項に記載することがよい場合があるでしょう。

特別受益証明書は、相続放棄等に代わる便法で作成されることがありますが、実体に沿ったものである必要があります。また、この証明書の作成のみで終わらせるのではなく、遺産分割協議書の作成（その者に相続分がないことを確認することになります。）、相続放棄の手続等をしっかりと履践することが肝要です（潮見佳男『詳解相続法』217頁（弘文堂、2018）参照）。

条項例（持戻し）

第〇条 全相続人は、相続人甲が令和〇年に生計の資本として贈与された別紙目録記載の不動産について、特別受益の持戻しを行った上、遺産分割を行ったことを確認する。
 第〇条 全相続人は、前条の不動産について、相続開始時の評価として〇円であるとしたことを確認する。

条項例（持戻しの免除）

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.8)51001811

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。